

農業・協同組合省報道発表資料（仮訳）

2018年1月24日
農業・協同組合省

タイがマレーシア、インドネシアと共に3か月の輸出を本格的に制限する。商務省とも連携をとり、ゴムの在庫確認し輸出制限策の影響を受ける事業者に対し公正な仕入価格帯で対応する。

クリッサダー・ブンラート農業・協同組合大臣が会見で、ゴム生産・輸出の主要国であるタイは、同ゴム生産国のマレーシアとインドネシアと共同で2018年1月～3月まで総計350,000トンに輸出量をコントロールすることにより世界市場向けの急な供給削減となる。其々の国内で本格的に法的措置を図ることとしており、タイの場合、仏歴2542（西暦1999）年施行のゴム管理法に基き、2018年輸出ゴムの配分量の決定を2018年1月10日付の官報で公布した。マレーシアでは、Malaysia Rubber Boardによりタイと同様に輸出管理法を執行する。インドネシアは、Gabungan Perusahaan Karet Indonesia Rubber Association : GAPKINND0 と外務省の共同で実施する。輸出量の調整は、其々の国の栽培面積及び生産量に準じて管理する。タイの場合、約23万トンの輸出削減となる。3カ国共に本格的に法執行を実施する姿勢を明らかにした。

更に、クリッサダー大臣は、3カ国共に並行してゴムの内需拡大にも力を注ぎ、マレーシアは率先してゴムの工業化を進め、世界市場におけるゴム手袋の筆頭輸出国となっている。タイ政府も技術開発を促し、内需拡大を推進している。既に複数の公的機関によるゴム活用が増加しており、道路工事、体育場、床や水泳プールブロック、マットレスや枕製品にゴム活用の例があるが、2018年の公的機関によるゴム活用の目標を20万トンにすることを明らかにした。

「2018年1月～3月までの輸出制限3か月の間、事業者への影響を緩和する対策として、例えば、ドライシート事業者に3%以下の低利子で200億バーツの回轉資金融資枠が閣議決定された。公的機関によるゴム活用20万トン为目标とする等、内需拡大を推進している。また、輸出制限策の影響を受ける事業者に対し、農業・協同組合省に申し出るよう呼びかけている。商務省と連携をとり、ゴムの在庫確認を行い、輸出制限策の影響を受けた全ての事業者に対し、公正な仕入価格帯を調査し対応する」とクリッサダー大臣が強調した。

お問合せ先
農業・協同組合省事務次官官房広報課
Tel:0-2281-0859 Fax:0-2282-2871
<http://www.moac.go.th> E-mail: moac58@gmail.com